

ロゴマーク使用指針の改訂(案)について

1. 改訂の背景

- (1) 技術ユーザーの技術導入インセンティブを高め、技術ベンダーにとっては実証事業への参加メリットの向上を図るため、実証済技術を導入したユーザーも E T V マーク(「ユーザー使用表示」)を使用できるよう環境技術実証事業実施要領を改正し、具体の運用やデザイン等について実証運営機関等の意見聴取を行うなど、検討を進めてきたところ。

平成 20 年度環境技術実証事業実施要領(抄)

第 10 章 ロゴマークの使用

2. 使用の範囲及び制限

- (4)技術ユーザーが、実証試験結果報告書が承認された対象技術を使用する場合には、別途定める「環境省環境技術実証事業ロゴマーク(ユーザー使用表示)」を使用することができる。

- (2) 検討の中では、環境技術実証事業を知らない者には、ロゴマークだけでは、当該技術の第三者による実証結果がウェブサイトに掲載されていることが分からないとの指摘が寄せられた。
- (3) また、ロゴマーク自体は第三者による実証結果が整備・開示されていることを示すものであり、申請者自身の環境技術の環境保全効果等をアピールすることができず、実証技術導入インセンティブや事業参加メリットの向上に至っていないとの指摘が寄せられた。

2.改訂(案)のポイント

1. を踏まえ、以下のようなロゴマークの改訂(案)をとりまとめた。

(平成 21 年度に各 WG で詳細を検討し、統一的な運用開始は平成 22 年度 4 月からを想定)

(1) 実証ロゴマーク

現行の実証済技術に交付しているロゴマークを、「**実証ロゴマーク**」と名付け、以下のように改訂する。

(実施要領は平成 21 年度から変更し、各 WG で詳細を検討し、統一的な運用開始は平成 22 年度 4 月からを想定)



図 2.1 実証ロゴマーク
(デザイン、キャッチフレーズは仮)

[ポイント]

- ① ロゴマークの意味を明確にユーザーに伝え、ウェブサイトに掲載している実証試験結果報告書へと繋げる。
- ② 分野オプション欄：各分野独自の情報発信欄
 - ✓ 実証項目が予めロゴマークに掲載されていれば、ユーザーにとっては理解度が増し、ウェブサイトへのアクセス促進が期待される。
 - ✓ 実証試験結果を掲載されていれば、申請者が自らの技術をアピールする機会となる。
 - ✓ 一方、ロゴマークのバリエーションは、分かりにくさを招く場合も考えられるので、記載内容及びその方法は各分野において一つ限りとする。

[分野オプション欄の使用指針]

各技術分野は、以下の事項に従った上で、分野独自の情報発信として分野オプション欄を活用してよい。

1. 実証試験結果を掲載する場合は、実証方法(条件、解析等)が同一のもので行われており、実証結果が相互に比較可能なものに限る。この際、省エネラベリング制度のように基準値を設けた評価（例. ☆マーク等）を記載してはならない。
2. 他制度の情報発信と混同を招くような紛らわしい記載をしてはいけない。
3. 記載内容については分野別 WG での検討を踏まえたものとし、必要に応じて環境技術実証事業検討会の助言を得ること。また、技術ユーザー、実証申請者等関係する各主体にも意見聴取を行うことが望ましい。
4. 上記 1.から 3.により、実際に実証試験結果を記載するか否かは、申請者の任意とすること。

(2) 取組ロゴマーク

平成 20 年度実施要領第 10 章 2.(4)で規定した「ユーザー使用表示ロゴマーク」を、「取組ロゴマーク」と名付け、以下のように定める。



(キャッチフレーズは仮)

[ポイント]

どのような技術を導入したかだけでなく、技術ユーザーの環境保全の取組の自主性をシンボル化したものであるで、技術名、実証番号は付さない。

実証ロゴマーク・取組ロゴマークの想定される使用指針(案)

[使用の範囲及び制限]

(1) 実証ロゴマーク

- ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用することができ、特別な許可は必要としない。
- ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用することができる（この形態の使用に際し、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。）。ただしその際には[表示方法]に示す表示方法を遵守しなければならない。なおかつ、当該技術に関して、実証事業関係諸機関による保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用してはならない。
- ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関は、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用することができる。

(2) 取組ロゴマーク

実証済技術を導入し、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用することができる（この形態の使用に際し、実証事業関係諸機関への届出や承認等は特に必要としない。）

※上記(1)及び(2)以外のロゴマークの使用は原則これを認めない。使用に当たり疑義が生じた場合は、環境省に協議することとする。

[表示方法]

(1) ロゴマークの表示方法

- ① ロゴマークの配色は別紙2[ロゴのレイアウト確定後作成するが、]に示すものとし、その他配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、環境省の許可無く切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）へのホットリンクとする。

(2) 実証ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
※実証申請者が技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点につ

いても遵守しなければならない。

- ③ 実証対象技術が明確に判別できるように、実証対象技術の名前等の付近にロゴマークを配置する。製品のシリーズの中で1モデルのみが実証対象技術であるような製品についても、その状況が明確になるようにする。なお、製品のシリーズの1モデルについてのみ実証を受けた場合、製品の技術や性能が同一でない限り、原則、シリーズの他の製品についてロゴマークを使用してはならない。製品の技術や性能が同一であるかどうかについて疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

[改善等の指示]

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

[経過措置]

本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。